

愛媛大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申合せ

平成25年2月20日
教育学生支援会議決定

(趣旨)

- 1 この申合せは、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第22条第2項の規定に基づき行う、「多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「メディア授業」という。）」の円滑な運営及び教育効果の向上を図るため、その実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この申合せにおいて、「メディア授業」とは、教室以外の自習室、自宅などインターネットが利用可能な環境下において、1回の授業の開始から終了までの全時間に渡り、インターネットや学習管理システム（LMS）を用いて動画の視聴、教材の閲覧、課題の提出、テストの実施、ディスカッションなどの学習方法により行う授業をいう。また、「メディア授業科目」とは、メディア授業が全開講回数の半数を超える授業科目をいう。ただし、当該学部長（共通教育科目にあつては教育・学生支援機構共通教育センター長）が正当な理由があると認めた場合は、「メディア授業科目」として扱わないものとすることができる。

(学業成績判定)

- 3 メディア授業を含む授業科目の学業成績判定に係る出席時間数の取扱いについては、愛媛大学学業成績判定に関する規程第5条の規定に基づき、当該授業科目におけるメディア授業による開講回数にかかわらず、全開講回数の3分の2以上出席していない場合は、その授業科目の学業成績は判定しない。なお、メディア授業の出欠席については、視聴のログや課題提出の状況など、シラバスに明記された方法により判断するものとする。

(卒業の要件)

- 4 メディア授業科目を履修し修得した単位は、学則第46条第2項の規定に基づき認定する。

(申請)

- 5 メディア授業科目の申請は、授業科目担当教員が別紙様式により、シラバス提出時に当該学部長（共通教育科目にあつては教育・学生支援機構共通教育センター長）に申し出て承認を得るものとする。なお、各学部・学科等において、カリキュラムを計画する際には学生が無理なく履修計画を立てることができるように配慮するものとする。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生より適用する。